

## 移動理・美容所における遵守事項

理・美容師法等の規定による外、下記事項に留意の上、営業を行うよう努めて下さい。

### 1 届出関係

- (1) 営業予定地については、営業開始1週間前までに当該月の、その後毎月25日までに翌月の営業予定地を別紙様式1により届け出ること（FAX可）。  
※環境衛生監視員により適切な指導が行えるよう、所在地を確認するためのものです。
- (2) 確認済証記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。

### 2 衛生・安全措置等関係

- (1) 給水タンクは、常に清潔に保ち、衛生的な水を供給すること。
- (2) 排水タンク内の汚水の処理は、移動理・美容所の保管場所等で適切に行うこと。
- (3) 作業中は、支柱で固定する等の方法により、作業場の床を水平に保つこと。
- (4) 営業場所は、利用者の安全が確保される場所を選択すること。
- (5) 利用者の安全を十分確保すること。
- (6) 検査確認済証を移動理・美容所の見やすい場所に掲示すること。
- (7) 苦情の申出先として店舗の名称、電話番号及び移動理・美容所の所在地を利用者に提示するなど利用者からの苦情等に適切に対応できるようにすること